1　超過勤務・年次休暇の状況

⑴　超過勤務・年次休暇の使用の状況

職員の勤務時間は、原則として１日７時間45分、週38時間45分とされているが、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、超過勤務を命ずることができる。超過勤務の状況について、平成24年国家公務員給与等実態調査によると、平成23年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で234.7時間であった。これを組織区分別にみると、本府省では373.6時間、本府省以外では208.3時間となっていた。また、「超過勤務の縮減に関する指針」（平成21年職員福祉局長通知）で定める超過勤務の上限の目安時間360時間を超えた職員の割合は、全府省平均で22.7％であり、他律的業務の多い本府省においては、48.3％の職員が360時間を、7.6％の職員が720時間を超えて勤務していた。

職員の年次休暇は、原則として１年につき20日とされ、同調査によると、平成23年の１人当たり平均使用日数は12.9日であり、組織区分別にみると、本府省では11.5日、本府省以外では13.1日となっていた。

⑵　超過勤務の縮減

各府省における超過勤務縮減の取組を支援し促進するため、その取組の実施状況について定期的にフォローアップを行うとともに、各府省において特に効果を挙げている取組例の収集やそれに基づく情報提供を行った。併せて業務の状況に応じた弾力的な勤務時間の設定も超過勤務の縮減に資することから、疲労蓄積防止のための早出遅出勤務について、その積極的な活用を促す方策を検討するため、各府省における利用実態を調査した。

2　勤務時間・休暇制度等に関する調査研究

⑴　公務における勤務時間・休暇制度等運用状況調査

公務における勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度の検討に資するため、国の官署を対象に、勤務時間、休暇、育児休業等に関する諸項目について、その運用状況の調査を実施している。

平成24年度は、交替制勤務部門を有する官署等を中心に14府省（各府省に置かれる外局４庁を含む。）48官署について実地に調査し、各官署における勤務時間・休暇制度等の運用実態を把握するとともに、適正でないと認められる事例については、その是正の指示その他必要な指導を行った。また、これら制度に関する意見・要望の聴取等を行った。

なお、平成23年度の調査結果については、誤りやすい事例や特に注意を要する不適正事例を各府省に示し、勤務時間・休暇制度等の適正な運用の徹底を図った。

⑵　民間企業の勤務条件制度等調査

国家公務員の勤務条件の諸制度を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、「民間企業の勤務条件制度等調査」を行っている。

平成23年の調査は、全国に所在する企業規模50人以上の企業のうち、無作為に抽出した6,314社を対象として、10月１日現在における労働条件等の諸制度について実施した。

本調査結果のうち休暇制度等に関する主なものについてみると、正社員の結婚休暇制度がある企業の割合は96.2％（有給の企業の割合が93.1％、無給の企業の割合が3.1％）となっており、正社員の結婚休暇制度について回答した企業のうち、正社員以外の有期雇用者（雇用予定期間が６月以上１年以内で、正社員と同じ労働時間を週５日以上勤務）の結婚休暇制度がある企業の割合は36.4％（有給の企業の割合が30.7％、無給の企業の割合が5.7％）となっている。また、ボランティア活動のための休業・休暇制度がある企業の割合は8.5％、自己啓発のための休業・休暇制度がある企業の割合は6.1％となっている。

第２節　健康安全対策

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するため、規則10―４（職員の保健及び安全保持）等を定めている。これらの規則に従い、各府省は健康安全管理のための措置を実施しているが、制度の円滑な運営を確保するため、人事院が、総合的な指導、調整等を行っている。

1　健康の保持増進

⑴　心の健康づくり対策

近年、心の健康の問題による長期病休者の数が長期病休者全体の数の６割を超える状況が続いている。

こうした状況を踏まえ「職員の心の健康づくりのための指針」（勤務条件局長通知）に基づき、各府省における職員の心の健康づくり対策に重点的に取り組んできている。

ア　心の健康づくり研修を人事院の各地方事務局（所）（全国９か所）で開催した。

イ　過度のストレスがなく、いきいきとした職場の実現を目指す職場環境改善の推進を図るため、有識者会議における検討を経て、「「心の健康づくりのための職場環境改善」について」（職員福祉局長通知）を発出し、その実施マニュアル、職場環境の実態把握のための調査票等を各府省に提示した。

ウ　各府省の職員、家族等が共同で利用できる「こころの健康相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成24年度における相談件数は、合計137件であった。

エ　心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、精神科を専門とする相談医が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成24年度における相談件数は、合計254件であった。

オ　「心の健康づくり対策推進のための各府省連絡会議」を平成24年８月及び平成25年１月に開催し、心の健康づくり研修の強化、心の健康づくりのための職場環境改善の推進、国家公務員長期病休者実態調査の集計状況、各府省における心の健康づくり対策の実施状況等について、各府省における先進事例等を踏まえた意見交換を行った。

⑵　国家公務員長期病休者実態調査

職員の健康管理に関する諸施策の検討に資するため、一般職の非現業国家公務員のうち、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの間に、引き続いて１月以上の期間、傷病のため勤務していない者を対象に「国家公務員長期病休者実態調査」を実施した（５年ごとに実施）。

平成23年度における長期病休者は、5,370人（全職員の1.95％）であり、前回調査（平成18年度）に比べ735人減少している。性別にみると、男性は4,186人（全男性職員の1.82％）、女性は1,184人（全女性職員の2.61％）となっている。

傷病別にみると、「精神及び行動の障害」3,468人（長期病休者総数に対する割合は64.6％）、「新生物」495人（同9.2％）、「循環器系の疾患」307人（同5.7％）、以下、「損傷、中毒及びその他外因の影響」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」の順となっている。前回調査と比べ、「耳及び乳様突起の疾患」が同数であった以外は、全ての傷病で減少している（表５－１）。

表５－１　傷病別長期病休者の比較

（単位：人）

傷病の区分＼年度・性別	平成23年度			平成18年度		
	総数	男	女	総数	男	女
総　　数	5,370	4,186	1,184	6,105	4,702	1,403
感染症及び寄生虫症	15	13	2	31	27	4
新生物	495	384	111	604	459	145
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	23	12	11	29	22	7
内分泌、栄養及び代謝疾患	34	33	1	52	48	4
精神及び行動の障害	3,468	2,772	696	3,849	3,032	817
神経系の疾患	60	50	10	65	54	11